平成２７年（フ）第３６７号
千葉県船橋市二和東５丁目57番11号　スカイハイツ二和105号
債務者　中村　浩士
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８１号
千葉県船橋市西船１丁目26番４号　よろこび荘７号
債務者　米村　希芳
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８３号
千葉県船橋市藤原１丁目３番48号
債務者　山崎　正之
1　決定年月日時　平成27年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７号
岡山県倉敷市中島1082番地５
債務者　平　あけみ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１３号
岡山県倉敷市白楽町677番地
債務者　松山　勝利
1　決定年月日時　平成27年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
北海道北見市花園町34番地25
債務者　大泉かすみ
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第５４９号
さいたま市岩槻区大字黒谷1307番地１
債務者　高橋　孝輔
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５５７号
埼玉県久喜市樋ノ口229番地８　三八五流通久喜支店
債務者　齊藤　康彦
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２２０号
埼玉県八潮市大字木曽根411番地４
債務者　高橋　勝子
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２２１号
埼玉県八潮市大字木曽根411番地４
債務者　高橋　鳴美
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
埼玉県草加市八幡町1348番地５　ツインテラスＢ102号
債務者　渡部　愛梨
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
埼玉県八潮市大字新町134番地２　やすらぎの里八潮寮、旧住所東京都荒川区南千住１丁目13番21号　極楽荘１―20
債務者　榎本　康夫
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２３０号
埼玉県越谷市南越谷５丁目３番地10　シーウィード102号
債務者　櫻井　　崇
1　決定年月日時　平成27年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
千葉県八千代市勝田台北３丁目９番35号　グリーンヒル勝田台201号室
債務者　飯島　由紀（旧姓北田）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３６６号
千葉県船橋市高野台１丁目17番５号
債務者　村上　　亨
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３７２号
千葉県市原市姉崎3221番地２　ダイアパレス千葉青葉台ウエストアベニュー714
債務者　石川　　薫
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係